

規律ある学校生活を送るための心得（校則）

蘇南高等学校 生徒支援係

充実した学校生活を実現するためには、生徒一人ひとりが蘇南高校の生徒としての自覚を持ち、正しい礼儀作法（マナー）を身につけ、集団生活の規律を守り、正しい行動をとるよう心掛けなければならない。以下に示す事項を守り、明るい有意義な高校生活を確立すること。

1. 服装等について

（１）本校生徒は学校指定の制服を着用する。

①冬期（春、秋、冬）：４月１日～５月３１日、１０月１日～３月３１日（目安）

学校指定のブレザー、カッターシャツ、スラックスまたはスカート、ネクタイまたはリボンを着用すること。

②夏期：６月１日～９月３０日（目安）

学校指定のポロシャツ、スラックスまたはスカートを着用すること。

（２）指定服の変形や、指定服以外の服装での通学は認めない。

（３）上履きについては、学年ごと学校指定のサンダルを用いる。

（４）頭髮については、パーマ・パーマに類するもの、染色は認めない。

（５）化粧をしてはならない。また装身具（ピアス・ネックレス・指輪）など不必要なものを着けてはならない。

（６）下履きの指定はないが、サンダル・スリッパなど不適当な下履きの使用は認めない。

2. 欠席、遅刻、早退について

（１）やむを得ない理由で、欠席、遅刻、早退をする場合には、事前に電話等で必ずＨＲ担任または学校に連絡する（電話の受付 午前７時４５分から８時５０分まで）。

（２）始業時（８：５５）から終業時（１６：００）までは外出してはならない。

（３）最終下校時刻は平日午後５時３０分である。

3. 交通安全について

（１）自転車通学を希望する生徒は、ＨＲ担任に届け出をして許可を受ける。

（２）自動二輪車の免許取得および、一年生における原付免許取得・使用はいかなる場合も許可しない。

（３）原付免許取得、通学許可基準および、普通自動車免許取得については、本校「交通安全規定」による。

4. アルバイトについて

（１）生徒は原則として常に学業に専念すべきものであり、アルバイトは好ましくない。

（２）やむをえずアルバイトを必要とする者は、保護者の責任のもと、必ずＨＲ担任を経て学校長に「アルバイト届け」を提出する。

（３）飲酒などを伴う接客（旅館、飲食店、スナック、その他）、重労働（残業）等危険を伴うもの、宿泊を伴うもの、重大な責任を伴うもの、深夜におよぶもの、遊技場、バイクを使用するアルバイトはすべて禁止する。

5. その他の一般的心得

（１）生徒は飲酒、喫煙および覚醒剤等の薬物使用は絶対にしてはならない。

（２）安心、安全な学校であるために、いかなるいじめも行ってはならない。

（３）生徒間の威圧、暴力行為および金銭強要等の行為は厳重に禁止する。

（４）万引き、窃盗、器物破損、携帯電話等による不正行為等に関与してはならない。

（５）授業を妨害する行為、また定期考査における不正行為（携帯電話・スマートフォンの使用やカンニング等）を禁止する。

（６）授業中における携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止する。